

生活保護基準引き下げを止めることを求める意見書

政府は、来年度予算で生活保護基準を引き下げようとしている。生活扶助基準を3年間で670億円、期末一時扶助の見直しで70億円の削減を盛り込んだ。

そもそも生活保護法は、国民の生存権を定めた憲法25条に基づき、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない」と定めている。構造改革による「貧困と格差」が広がる下で、本来は生活保護が受給できるのに生活保護基準以下の所得で劣悪な生活を強いられている国民が増大している。日本の生活保護の捕捉率は対象の2割程度に過ぎず、先進諸国の中でも異常に低い状態にある。生活保護が受給できない国民を放置して、今でも不十分な生活保護基準をさらに下げれば、労働者、国民の暮らしに重大な悪影響をもたらす。

生活保護基準の引き下げは、住民税の課税限度額、就学援助や保育料、国民健康保険料や介護保険料、公営住宅家賃の減免基準など各種の税金、福祉・教育制度の基準の切り下げにも連動するものである。「制度見直し」と称して、これまで以上に受給抑制を図り、生活保護制度を必要とする人をますます制度から遠ざけようとしている。

生活保護基準の引き下げは、国の国民に対する生活保障責任を放棄することである。今、政府がやるべきことは生活保護制度の目的・趣旨を踏まえ、必要とするすべての人に生活保護の支給を行うことである。

よって以下のことを強く求める。

記

1、生活保護基準の引き下げを止めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月18日

衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	平田	健二	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
総務大臣	新藤	義孝	様
財務大臣	麻生	太郎	様
厚生労働大臣	田村	憲久	様

兵庫県美方郡新温泉町議会議長 小林 俊之